

## ラベル表示の変更について

店舗基本マスターの「課税区分」をご確認ください。

1. 課税区分が「内税」の場合：本体価格により販売価格の変更が必要です。

2. 課税区分が「外税」の場合：端末マスターで下記の通り設定します。(下記画像参照)

- ① 税抜価格のみを表示したい⇒端末マスターの「ラベル印字区分」を「2:税抜のみ」に設定
- ② 本体価格+税を表示したい⇒端末マスターの「ラベル印字区分」を「4:外税価格+税」に設定
- ③ 税抜価格を大きく表示したい⇒端末マスターの「ラベル印字区分」を「0:税抜大きく」に設定

### 1. 課税区分が「内税」の場合

税込み額から税額を算出して(端数は切り捨て)引いているので、

現行 税率:5%の場合

先に税額を算出して

$$1000 \times 5/105 = 47$$

$$1000 - 47 = 953$$

$$953\text{円(本体価格)} + 47\text{円(消費税)} = 1000\text{円(税込)}$$

※課税区分が「内税」の場合、消費税端数処理タイプが何れに設定されていても、円未満は切り捨てで計算されます。

⇒税率:8%に変更後

$$1000 \times 8/108 = 74$$

$$1000 - 74 = 926$$

$$926\text{円(本体価格)} + 74\text{円(消費税)} = 1000\text{円(税込)}$$

端末マスターのラベル印字区分を「2:税抜のみ」に設定(下記画像参照)すると

現行 953円と表示され、税率8%に変更後は 926円と表示されます。

上記の例で税率が5%⇒8%に変更になっても"953円"のままラベルを発行したい場合は、

店舗基本マスターの課税区分を内税⇒外税に変更後すぐに価格の変更が必要です。

変更を行わないと「1000円(税込)⇒販売時 1050円(税込)」になります。

※現状の税込価格を税抜価格に変更する処理は有償で弊社で承ります。

見積もりをお出ししてからの作業になりますので、弊社サポートセンターまでお問い合わせください。

### 2. 課税区分が「外税」の場合

端末マスターのラベル印字区分を設定し、NEXを再起動してください。

